

一般財団法人東京都つながり創生財団

令和2年度第1回臨時評議員会（決議省略）議事要旨

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 基本財産の件

定款第6条第1項に基づき、以下の財産を基本財産とする。

定款第5条により設立者が拠出した財産 現金 88,675,000 円

第2号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団評議員会規程の件

定款第24条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項について、別紙1のとおり規程を定める。

第3号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の件

定款第14条及び第31条に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用弁償について、別紙2のとおり規程を定める。

第4号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団資金運用規程の件

定款第6条第2項に基づき、基本財産及びその他の資産の管理・運用に関する事項について、別紙3のとおり規程を定める。

2 付記事項

1の提案事項のうち規程については、令和2年10月1日より適用する。

3 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 マリ クリスティーン

4 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和2年10月14日

5 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 マリ クリスティーン

令和2年10月7日、理事長 マリ クリスティーヌが評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和2年10月14日までに評議員の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第21条の規定に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案事項のいずれも承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者は次に記名押印する。

令和2年10月14日

理事長 マリ クリスティーヌ